

JPUC 適正買取店制度認定のための申請要件チェックシート

すべての自動車買取を行う買取店が下記の申請要件を全て満たしていること。

チェック	番号	申請要件
	①	すべての自動車買取を行う買取店が申請要件をみたし、事業者（会社）単位で誓約すること。
	②	申請から過去3年以内に、当協会からの警告以上の措置、または買取行為に関して消費者庁等からそれに準ずる措置を受けていないこと。ただし、行動基準「3. 不適切な勧誘行為の禁止（5）」に関しては、文書注意以上の措置がないこと。
	③	すべての買取店に当協会が実施する適正買取店研修の修了者が1名以上在籍していること。
	④	すべての買取店の古物管理者が、申請日から遡り過去1年以内に実施された古物営業者講習を受講していること。ただし、適正買取店研修修了者は受講したものとする。
	⑤	使用している買取契約書が、当協会の監修を受けているか、当協会のモデル約款を採用していること。
	⑥	行動基準を遵守すること、および消費者トラブルが起きた際には当協会の指導を受けることについて、誓約する。
	⑦	事業者が運営するサイト上に査定依頼の申込機能を有する場合、当協会のウェブ監修を受けていること。
	⑧	当協会のコールセンター「車売却消費者相談室」の電話番号を、事業者が運営するサイト、名刺、約款に記載していること。
	⑨	申請日から過去1年以内に当協会の車売却消費者相談室に入った相談案件に対して、入電から7営業日以内に対応が完了していること。ただし、消費者都合による対応遅延は除外する。
	⑩	消費者から1回の申込みに対し、1社から1日10回以上、電話による発信を行わないこと。

◆すべてチェックが入ると認定の申請ができます！

認定の申請手続きについては別冊の申請要領書をご覧ください。
ご不明な点については当協会事務局までお問い合わせください。

一般社団法人日本自動車購入協会 事務局

TEL (03) 6862-8001